

## 流山市開発事業の許可基準等に関する条例における 事前協議対象事業の変更手続について

- ① 流山市開発事業の許可基準等に関する条例第15条第1項及び第2項の規定する変更の手続について

計画内容に変更が生じた場合は、変更内容に応じて事前協議（変更）申請書（第6号様式）又は軽微な変更届出書（第17号様式）を提出して下さい。

### ② 必要な図書

添付順	図書の種類	様式等	注意事項
1	事前協議（変更）申請書又は軽微な変更届出書	第6号様式 又は第17号様式	
2	変更理由書	A4 任意様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更事項及び変更理由を記入してください。</li> <li>・ 軽微な変更届出書内に変更の内容及び変更の理由を記入する場合は不要です。</li> </ul>
3	変更箇所一覧	参考様式 (別紙1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号、変更事項、変更前、変更後、変更理由、協議結果（協議日、協議者、協議結果（結論のみ））について記入してください。</li> <li>・ 変更理由については、協議結果報告書提出時を基に具体的な理由を記入してください。</li> </ul>
4	各課との議事録	任意様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係各課との協議内容の詳細を記入してください。（協議日、協議者、変更内容（数量、変更位置及び変更理由））また、提出及び受領した書類の表紙を添付してください。</li> <li>・ 関係各課にて議事録の確認を行い、受付の写しを受領してください。</li> </ul>

裏面に続く

5	変更説明図		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 変更箇所一覧の番号と一致するように記入してください。</li> <li>・ 変更前の図面に変更箇所を赤く囲む等、工夫し、わかりやすくしてください。</li> <li>・ 位置の変更の場合は変更後を赤で表示し、矢印でわかるように示す等工夫してください。</li> </ul>
6	その他	協定締結時の図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置図、公図の写し、協定書、※同意書、※公共施設の管理者等に関する事項、土地利用計画図（内容に変更があった場合は、「7 変更後の図面一式」に付けてください）</li> </ul>
7	変更後の図面一式	変更する図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更後の図面とわかるように図面内に「変更後」と記入してください。</li> </ul>
8	変更前の図面一式	協定締結時の図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更前の図面とわかるように図面内に「変更前」と記入してください。</li> </ul>

※開発行為の場合のみ

まちづくり推進部 宅地課 開発指導係  
04 (7150) 6089 (直通)